

○学内団体規程

昭和44年7月21日

大学会議制定

第1条 学内の学生団体は、次の2種類とする。

- (1) 課外活動団体(学生の課外教育活動を目的とし、本大学が育成する団体)
- (2) 任意団体(研究団体、社会運動を目的とする団体、県人会、同窓会等の団体で、自主的な活動を行う団体)

2 それぞれの団体は、所定の手続を経て登録される。

第2条 学生が課外活動団体を設立しようとするときは、顧問(本大学専任の教授、准教授、講師及び助教)及び会則を定め、所定の用紙に、名称、趣旨及び責任者(2名)を記入し、会員名簿を添え、学生部委員会の承認を得なければならない。団体が届出事項を変更しようとするとき、又は学外団体に参加しようとするときも、同様とする。

第3条 任意団体は、名称、趣旨及び責任者(2名)の届出により登録される。

第4条 課外活動団体は、毎年4月末日までに前年度の事業及び会計を報告し、第2条の要領に準じて継続の承認を得なければならない。任意団体は、前条の要領に準じて届出の更新をしなければならない。

第5条 課外活動団体及び任意団体が本大学の理念にふさわしくない行為をしたときは、謹慎、活動停止又は解散を命ずることがある。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年7月21日から施行する。
- 2 「学生心得」の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則

この規程は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

申合せ

この規程は、学生との申合せに基づくものである。